

パブリックコメント実施結果（9 名 16 件）

意見の総数 9 人、16 件

（内訳）

- 1 条例素案に関する事 10 件
- 2 条例施行後の施策に関する事 6 件

（意見概要）

- 1 条例素案に関する事

（1）第 4 条

第 6 条において事業者が合理的配慮の提供に努めることに對し、市が支援することを第 4 条に規定すべきである。

（2）第 6 条

「合理的配慮」とは何かを記載すべきである。

（3）第 7 条

支援者等の確保や養成は当然のことながら、聴覚障がい者に対し必要なときに必要な支援ができる環境の整備だけでなく、コーディネーターの設置等が重要と思われる。

（4）第 10 条

手話は、過去に学校において使用を禁じられていた経緯があるため、学校で手話を言語として使用することなどを記載したほうがいいのではないか。

（5）第 11 条第 2 項

事業者が合理的な配慮の提供を行う場合に市が支援を行うとしたならば、どれだけの事業者が積極的に合理的な配慮の提供を行うのか疑問である。市が支援するが先にありきではないか。

（6）継続的に検討できる体制についての記載

①条例だけを作るのが目的ではない。常により良いコミュニケーションを行うた

めには、その後の施策や事業を円滑に進めることが重要であり、継続的に検討できる体制についての記載も必要だと考える。

②意見などを出せる場、施策推進委員会を設けてほしい。

③条例施行後に、より良い日常生活や社会生活を営めるように、条例の内容に不便を感じた時のために、意見を出せる場を設けてほしい。

(7) 条例の構成について

「手話言語条例」だけにしてほしい。

(8) 条例の施行日について

来年の施行は早すぎる。他市の問題点を調査して、改めて話し合うことはできないか。

2 条例施行後の施策に関すること

(1-1) 目標をもって、手話通訳者を増やしてほしい。

(1-2) 手話通訳者の派遣範囲について、趣味のためや教養を身につけるための講座など目的が明確なものについては、回数の上限を定めるなどして派遣してはどうか。

(1-3) 手話ボランティアを育てるため、年に講習を4回実施してほしい。

(2) 手話やコミュニケーションボードなどの手段を用いて、本人の意思を聞き取ることを目的とした条例であってほしい。この条例に違反したり話を聞いてくれなかった事業所等があったときに、どこかに連絡すれば事実を調査し、問題があれば指導してくれる「手話言語 1 1 0 当番」的なものを作っていたいただければ実行力が出てくるのでは。

(3-1) 広報にはFAX番号も記載してほしい。

(3-2) 市主催の講演会等に手話通訳者等が配置されているが、「配置されていること」をしっかりと明示してほしい。

(3-3) ろう者からの手話通訳者派遣依頼について、現状の平日のみではなく、土曜日も対応できるように、手話通訳者がシフトを組んで対応できる体制を構築して

ほしい。

(4) 小学生の頃から手話を授業に取り入れることで、保護者にも関心を持ってもらえ、生活の中に広がっていくのでは。また、障がい者（弱者）を理解し、コミュニケーションのとり方を身につけることによって、「いじめ」を無くするひとつになるのではないか。

(5-1) 公共機関、事業当事者、地域への啓発活動、日常簡単に使える手話の普及

(5-2) その時々へのアクセス方法の充実（FAX番号含む。）

(5-3) あらゆる場所での字幕表示

(5-4) 資格を持って仕事としている人の地位向上を。

(5-5) 職種において手話を必要としている事業所側からの学ぶ場作りへの努力

(5-6) 学校において手話を学ぶ予算が取れるように。

(5-7) 通訳者養成にも予算継続を。

(5-8) 旅行中のバス内に字幕表示のお知らせを。

(6-1) 販売店（スーパー、個人商店等）へのホワイトボードの提供・設置

(6-2) 「広報かこがわ」に毎月半ページ利用して手話表現方法の記載

(6-3) 障がいのある方の困り事やお願い事などを載せることができれば、更に助け合いの輪が大きくなるのではないか。

以 上